

「長崎県建築設計業務等積算要領」において引用している告示の規定等(参考資料)

(1)建築物の類型

長崎県建築設計業務等積算要領第2章2. 2(1)及び6. 2(1)において引用している告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型は次のとおり。

告示8号別添二

| 建築物の類型 | 建築物の用途等 | |
|---------------------|------------------------------------|--|
| | 第1類 (標準的なもの) | 第2類 (複雑な設計等を必要とするもの) |
| 第一号 物流施設 | 車庫、倉庫、立体駐車場等 | 立体倉庫、物流ターミナル等 |
| 第二号 生産施設 | 組立工場等 | 化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等 |
| 第三号 運動施設 | 体育館、武道館、スポーツジム等 | 屋内プール、スタジアム等 |
| 第四号 業務施設 | 事務所等 | 銀行、本社ビル、庁舎等 |
| 第五号 商業施設 | 店舗、料理店、スーパーマーケット等 | 百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等 |
| 第六号 共同住宅 | 公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舍等 | — |
| 第七号 教育施設 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 | — |
| 第八号 専門的 教育・研究施設 | 大学、専門学校等 | 大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等 |
| 第九号 宿泊施設 | ホテル、旅館等 | ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等 |
| 第十号 医療施設 | 病院、診療所等 | 総合病院等 |
| 第十一号 福祉・ 厚生施設 | 保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等 | — |
| 第十二号 文化・ 交流・公益施設 | 公民館、集会場、コミュニティーセンター等 | 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等 |

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

(2)難易度係数

長崎県建築設計業務等積算要領第2章2. 2(3)及び6. 2(2)において引用している告示8号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示8号別添三

第3項の表

| (い)建築物 | (ろ)設計 | (は)工事監理等 |
|-----------------------|-------|----------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | — | 1.30 |
| 木造の建築物 | 1.08 | 1.13 |

第4項の表

| (い)建築物 | (ろ)設計 | (は)工事監理等 |
|---|-------|----------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.13 | 1.25 |
| 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)又は免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。) | 1.22 | 1.23 |
| 木造の建築物 | 1.02 | 1.16 |

第5項の表

| (い)建築物 | (ろ)設計 | (は)工事監理等 |
|-----------------------|-------|----------|
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.09 | 1.35 |
| 特別な性能を有する設備が設けられる建築物 | 1.21 | 1.08 |

(参考)難易度係数の考え方

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会編)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が次のとおり示されている。

| 難易度による補正の対象建築物 | 難易度係数 | | 主に想定している事例 |
|---|-------|-----------|--|
| | 設計 | 工事 監理等 | |
| [総合](告示別添三第3項関係) | | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 設定なし | 1.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造、設備との調整・統合を含め特別な対応や検討を要する計画を行わなければならない場合 ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 等 |
| 木造の建築物 | 1.08 | 1.13 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合 等 |
| [構造](告示別添三第4項関係) | | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.13 | 1.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造において特殊な検討を要する計画を行わなければならない場合 ・地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 ・塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 ・スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合 ・架構の平面形状が円形や三角形などで、水平荷重時解析に0°、90°以外の角度の解析が必要となる場合 ・渡り廊下などで変形が拘束され、特別な配慮が必要となる場合 ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合 ・隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 ・著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合 等 |
| 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)又は免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。) | 1.22 | 1.23 | <ul style="list-style-type: none"> ・塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントや複数のクレーンを持つ工場など特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 ・著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 ・特別な構造基準を要する場合(スロッシング荷重確認のための容器構造設計指針、居住性性能指針、プレストレス指針、CFT指針など) ・CLTなど比較的新しい工法で建てる建築物で、調査・研究が必要となり設計に時間がかかる場合 ・伝統的な構法で建てる建築物で、高度な解析を伴う限界耐力計算が必要となる場合 |

| | | | |
|-----------------------|------|------|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・その他座屈解析、浮上りを考慮した増分解析、設備振動伝搬解析、施工時応力を考慮する必要がある場合 ・任意形状応力解析やFEM解析が必要となる建築物の場合 ・膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリート造など特殊工法を適用する場合 ・告示による免震建築物の場合 等 |
| 木造の建築物 | 1.02 | 1.16 | <ul style="list-style-type: none"> ・許容応力度計算を行う木造建築物(部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合 等 |
| [設備](告示別添三第5項関係) | | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.09 | 1.35 | <ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、設備において特殊な検討を要する計画を行わなければならない場合 ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 ・木造建築物等における設備ダクト、配管、配線の貫通不可や直天等の建築計画に応じた著しく複雑な設備計画を要する場合 ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・公共インフラ(給排水、ガス、電気)との接続が困難、既存インフラ(給排水、ガス、電気)の切回しや盛替え等が生じるなど複雑なインフラ検討を要する場合 等 |
| 特別な性能を有する設備が設けられる建築物 | 1.21 | 1.08 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能指標(BEI)が0.8以下を求められる高度な設備計画を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・室内環境・快適性・機能性等の向上及び確保のため、避難・人間行動、温熱環境、通風、照明、音響環境、ほかを高める検討を行う場合 ・第1類(標準的なもの)の建築物用途に、第2類(複雑な設計等を必要とするもの)相当レベルの快適性・機能性を高める設備を付加する場合 |